

事 務 連 絡
令和2年2月25日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまでも建設業者団体あてに適切な対応を重ねてお願いしてきたところですが、このたび、千葉県や熊本県内において、建設現場の作業に従事する者に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底及び都道府県等の発注工事において感染者が判明した場合の対応については、別添のとおり、建設業者団体の長及び都道府県等あてに通知等を行ったところであります。

貴団体傘下の企業が発注する工事におかれましても、建設現場での新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合等において、受注する建設業者等による適切な対応が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。